

岡山大学病院診療記録開示委員会要項

制定 令和6年8月27日

(趣旨)

第1条 この要項は、岡山大学病院診療記録開示内規第9条の規定に基づき、岡山大学病院診療記録開示委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、診療記録開示を適切に実施するための規定等の策定に関すること及びその他の診療記録開示に関する事項について審議する。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者で組織する。

- 一 医療情報部長
 - 二 医科診療科長（内科系）のうちから2人
 - 三 医科診療科長（外科系）のうちから2人
 - 四 歯科系診療科長、歯科系部門長のうちから2人
 - 五 医療技術部長
 - 六 薬剤部長
 - 七 看護部長
 - 八 事務部長
 - 九 病院長の指名する学外の学識経験者
 - 十 その他病院長が必要と認める者
- 2 前項第2号、第3号、第4号、第9号及び第10号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、その任期の末日は、当該委員の任命時に病院長である者の任期の末日を超えることはできない。
- 3 欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1項第1号に掲げる委員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴く

ことができる。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、医事課において処理する。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、診療情報の提供に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要項は、令和6年9月1日から施行する。